政策会議付議事案書(命和5年8月8日)

提案課名 予防課 報告者名 齊藤 正

	報告者名 齊藤	正			
事	・	相 無			
	現行の消防法令における蓄電池設備の安全基準は、主に開放形の鉛蓄電池を	と想定			
	して規定されているため、近年、主流となっているリチウムイオン蓄電池など				
	たな種別には十分に対応できていないのが現状です。				
	また、日本産業規格等の標準規格において、出火防止処置や延焼防止処置が	が盛り			
	込まれるようになってきたことを踏まえ、これらの規格を消防法令が求める基	表準と			
江	同等のものとして扱うこととするため、従前の基準から蓄電池設備の種別や安	安全性			
	に応じた内容となるよう必要な見直しを行うものです。				
経	対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する	る条例			
過•	の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令				
検討結	公布日 令和5年5月31日(令和5年総務省令第48号)				
結	施行日 令和6年1月1日				
決定等を要する事項	素野市火災予防条例の一部を改正し、次のとおり「蓄電池設備」に関する規定を見直すこと。 1 安全基準に係る基準値の単位を、現行の定格容量であるアンペアアワー・セル (Ah・セル)から、蓄電池容量のキロワットアワー(kWh)へと改めること。 2 蓄電池容量(キロワットアワー「kWh」)を基準として、規制対象の適用区分を見直すとともに、日本産業規格等の標準規格による安全要求事項に適合した蓄電池設備については、本条例の規制の対象から除くこと。 3 屋外に設ける蓄電池設備に求められる離隔距離については、一定の要件を満たせば建築物等までの離隔距離は不要とされているが、この要件に、新たに、日本産業規格等の標準規格における外部延焼防止処置が講じられた蓄電池設備を追加すること。 4 その他、届出を要する基準及び火災予防上必要な処置を見直すこと。 5 施行日令和6年1月1日から施行すること。				
今後の取扱い	令和5年9月19日 令和5年9月第3回市議会定例月会議に条例改正議案を令和5年10月17日 改正条例の公布(閉会日) 令和5年10月17日 条例改正に伴う火災予防条例施行規則の改正	≿提出			

議案第 号

秦野市火災予防条例の一部を改正することについて

秦野市火災予防条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和5年9月 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

次の理由により改正するものであります。

- (1) 「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱い に関する条例の制定に関する基準を定める省令」の一部改正に伴い、蓄電 池設備の規制対象の適用区分を改めるとともに、蓄電池設備の種別及び安 全性に応じた基準を加えること。
- (2) 設置の際に届出を必要とする火を使用する設備等から、蓄電池容量が 20キロワット時以下の蓄電池設備を除外すること。

秦野市条例第 号

秦野市火災予防条例の一部を改正する条例

秦野市火災予防条例(昭和48年秦野市条例第25号)の一部を次のように 改正する。

第13条第1項第3号の2中「キュービクル式のものにあっては、」を削る。 第13条の2第1項第4号中「雨水等」を「その外箱は雨水等」に改める。 第15条第1項を次のように改める。

蓄電池設備(蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準(令和5年消防庁告示第7号)第二に定めるものを除く。以下同じ。)は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあっては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

第15条第3項を次のように改める。

3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備(柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第三に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。)にあっては、建築物から規則で定める距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第15条第4項中「第2項並びに本条第1項」を「第13条の2第1項第4号」に改める。

第47条第13号中「蓄電池設備」の次に「(蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)」を加える。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内

燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の秦野市火災予防条例(以下「新条例」という。)第15条第1項に規定する蓄電池設備(附則第4項に規定するものを除く。)(以下この項において「燃料電池発電設備等」という。)又は設置の工事がされている燃料電池発電設備等のうち、新条例第13条第1項第3号の2(新条例第10条の2第1項及び第3項、第13条第3項、第14条第2項及び第3項並びに第15条第2項及び第4項において準用する場合を含む。)の規定に適合しないものについては、同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の日前に設置され、又は設置の工事がされている新条例第 15条第1項に規定する蓄電池設備(次項に規定するものを除く。)のうち、 同項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従 前の例による。
- 4 新条例第15条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなる もののうち、この条例の施行の日前に設置されているもの及びこの条例の施 行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の 規定に適合しないものについては、同条の規定を適用しない。

議案第 号 秦野市火災予防条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新

(変電設備)

- もの及び次条に規定するものを除く。以下同じ。)の位置、構 造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。
- (1) -(3) (略)
- (3)の2 建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障の ない距離を保つこと。
- (3) の 3-(10) (略)
- 2 3 (略)

(急速充電設備)

第13条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気|第13条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気 自動車等(電気を動力源とする自動車等(道路交通法(昭和 35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車 又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号 において同じ。)をいう。以下この条において同じ。)に充電 する設備(全出力20キロワット以下のもの及び全出力200 キロワットを超えるものを除く。)をいう。以下同じ。)の位 置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならな 11

(変電設備)

第13条 屋内に設ける変電設備(全出力20キロワット以下の | 第13条 屋内に設ける変電設備(全出力20キロワット以下の もの及び次条に規定するものを除く。以下同じ。)の位置、構 造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

旧

- (1)-(3) (略)
- (3)の2 キュービクル式のものにあっては、建築物等の部分と の間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。
- (3) の 3-(10) (略)
- 2 3 (略)

(急速充電設備)

自動車等(電気を動力源とする自動車等(道路交通法(昭和 35年法律第105号) 第2条第1項第9号に規定する自動車 又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号 において同じ。)をいう。以下この条において同じ。)に充電 する設備(全出力20キロワット以下のもの及び全出力200 キロワットを超えるものを除く。)をいう。以下同じ。)の位 置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならな 11

- (1)-(3) (略)
- (4) その外箱は雨水等の浸入防止のための処置をすること。
- (5)-(18) (略)
- 2 (略)

(蓄電池設備)

- 第15条 蓄電池設備(蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準(令和5年消防庁告示第7号)第二に定めるものを除く。以下同じ。)は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあっては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。
- 2 (略)
- 3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備(柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第三に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。)にあっては、建築物から規則で定める距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

- (1) -(3) (略)
- (4) 雨水等の浸入防止のための処置をすること。
- (5)-(18) (略)
- 2 (略)

(蓄電池設備)

- 第15条 屋内に設ける蓄電池設備(定格容量と電槽数の積の合計が4,800アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。)の電槽は、耐酸性の床上又は台上に、転倒しないように設けなければならない。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床上又は台上にあっては、耐酸性の床又は台としないことができる。
- 2 (略)
- 3 屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の浸入防止の処置をした キュービクル式のものとしなければならない。

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第12条第4号、第13条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに<u>第13</u>条の2第1項第4号の規定を準用する。

(火を使用する設備等の設置の届出)

- 第47条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。
- (1)-(12) (略)
- (13) 蓄電池設備 <u>(蓄電池容量が20キロワット時以下のものを</u>除く。)
- (14) (略)

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 この条例の施行の日前に設置されている燃料電池発電設備、 変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例によ

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第12条第4号、第13条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに<u>第2項</u>並びに本条第1項の規定を準用する。

(火を使用する設備等の設置の届出)

- 第47条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生の おそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする 者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならな い。
- (1)-(12) (略)
- (13) 蓄電池設備
- (14) (略)

る改正後の秦野市火災予防条例(以下「新条例」という。)第 15条第1項に規定する蓄電池設備(附則第4項に規定するものを除く。)(以下この項において「燃料電池発電設備等」という。)又は設置の工事がされている燃料電池発電設備等のうち、新条例第13条第1項第3号の2(新条例第10条の2第1項及び第3項、第13条第3項、第14条第2項及び第3項並びに第15条第2項及び第4項において準用する場合を含む。)の規定に適合しないものについては、同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の日前に設置され、又は設置の工事がされている新条例第15条第1項に規定する蓄電池設備(次項に規定するものを除く。)のうち、同項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新条例第15条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の日前に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、同条の規定を適用しない。

秦野市火災予防条例の一部を改正することについて

1 背景

現行の消防法令における蓄電池設備の安全基準は、主に開放形の鉛蓄電池 を想定して規定されているため、近年、主流となっているリチウムイオン蓄 電池などの新たな種別の蓄電池には十分に対応できていないのが現状です。

また、日本産業規格等の標準規格において、出火防止処置や延焼防止処置が盛り込まれるようになってきたことを踏まえ、これらの規格を消防法令が求める基準と同等のものとして扱うこととするため、従前の基準から蓄電池設備の種別や安全性に応じた内容となるよう必要な見直しを行うものです。

2 改正の概要

「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに 関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令」が令和 5年5月31日に公布されたことに伴い、蓄電池設備の運用について、全国 統一的な基準に改めるものです。

- (1) 安全基準の適用区分等に関する改正について
 - ア 安全基準に係る基準値の単位を、現行の定格容量であるアンペアアワー・セル(Ah・セル)から、蓄電池容量のキロワットアワー(kWh)へと改めます。
 - イ 日本産業規格等の標準規格による安全要求事項に適合した蓄電池設備 については、本条例の規制の対象から除きます。
 - ウ 地震等による転倒時の安全処置として、蓄電池設備の種別や安全性に 応じた基準に改めます。
- (2) 屋外に設ける蓄電池設備に関する改正について
 - ア 建築物等までの離隔距離を不要とする要件に、新たに、日本産業規格等の標準規格における延焼防止処置が講じられたもの等を追加します。
 - イ 雨水等の浸入防止処置が講じられたキュービクル式のものでなくて も、雨水等の浸入防止処置が講じられた外箱に収められたものとすれば よいことに改めます。

(3) 蓄電池設備を設置する場合の届出に関する改正について 届出が必要となる蓄電池容量について改めます。

3 効果

本改正は、蓄電池設備に求められる安全性は担保したうえで、新しい種別や大容量化した蓄電池設備に対応させると同時に、日本産業規格等の安全要求事項に適合しているものについては、本条例が求める基準と同等のものとして扱うことにより、安全基準の合理化が図られ、脱炭素社会の実現に向けて更なる安全な蓄電池設備の普及が期待されます。

4 施行日

令和6年1月1日から施行します。

蓄電池設備の基準の見直し

【第 15 条第 1 項・第 47 条第 13 号関係】

① 単位等の見直し

安全基準に係る基準値の単位を、現行の定格容量であるアンペアアワー・セル(Ah・セル)から、蓄電池容量のキロワットアワー(kWh)へと見直します。

ア 単位をキロワットアワー(kWh)とするに至った経緯

- ・国際規格(IEC)では、電気貯蔵システムの安全性に関する指針については、蓄電池容量(kWh)の高・低で分類すべきという意見が採用されています。
- ・国内の原子力安全に係る専門組織においても、電力貯蔵設備の潜在的リスクは、蓄電池容量(kWh)の大きさに依存するという考えから、被害等の大きさの支障としては、蓄電池容量(kWh)で評価することが適切であるとの見解が示されています。

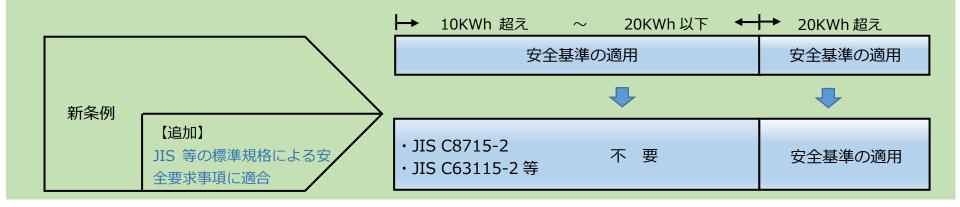
これらのことから、蓄電池設備の潜在的リスクを評価するに当たっては、基準値の単位を蓄電池容量(kWh)とすることが 妥当であると考えられました。 「Ah・セル」 ⇒ 「kWh」

KWh 安全基準の規定 届出 イ 安全基準の適用区分及び届出に関する基準の見直し 10KWh以下 対象外 新 出火防止処置が講じられたも 10KWh^{※1} を超え 不要 Ah・セル 安全基準の規定 届出 のとして※2 消防庁長官が定め 適用 20KWh 以下 4,800 Ah・セル未満 | 対象外 不要 定 現 るものを規制の対象から除く。 20KWh 超える 適用 4,800 Ah・セル以上 | 適用 必要 必要

- ※1 安全基準の規定の適用は、現行規定と同様に4,800Ah・セル相当の10kWhを超えるものからとなります。
- ※2 次頁を参照

※2消防庁長官が定めるもの

蓄電池容量10kWhを超え20kWh以下の蓄電池設備について、日本産業規格等(以下「JIS等」という。)の標準規格による安全要求事項に適合しているものについては、消防法令の安全基準を代替できるものとして、規制の対象から除きます。



【 第 15 条第 1 項関係 】

② 転倒時の安全防護処置の見直し

現行の規定では、酸性の電解液を用いた蓄電池を想定して、転倒時の安全処置を規定したものとなっていたところ、近年、これら以外の蓄電池や転倒に伴い電解液のおそれがない蓄電池も普及していくことを踏まえ、各種蓄電池に求められる地震時の処置として適正化を図るものです。

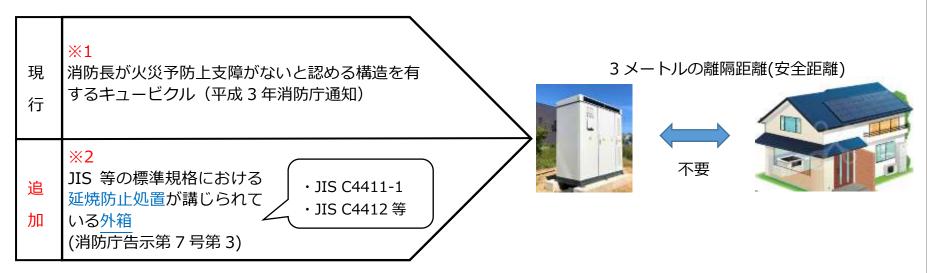
	開放形鉛蓄電池	密閉型鉛蓄電池	リチウムイオン蓄電池	ニッケル水素蓄電池	
種 別			Manual V		
耐酸性の	必要	必要なし	必要なし	必要なし	
土台又は床への設置		・必ずしも耐酸性の土台又は床でなくてもよい。			

・本規定は、強酸性の電解液を用いる「開放形の蓄電池」の規定であることを明確化したものです。

【第15条第3項関係】

③ 蓄電池設備の特徴に応じた基準について

屋外に設ける蓄電池設備に求められる建築物までの離隔距離(3m)については、一定の *1 要件を満たせば不要とされています。この要件に、新たに、延焼防止処置が講じられたものとして消防庁長官が定める *2 処置項目(JIS) 等標準規格(3m) を追加します。



このほか、屋外に設ける蓄電池設備については、雨水等の浸入防止処置が講じられたキュービクル式でなくても、雨水等の浸入防止処置の講じられた外箱に収められたものとすればよいことに改めます。

④ その他の必要な見直し

- ・変電設備【第 13 条第 1 項 3 の 2 関係】 換気、点検及び整備に支障のない距離については、「キュービクル式」に限定して求めるべきでないため、他の設備の外箱にも共通的に求められる処置として適正化を図ります。
- ・急速充電設備【第13条の2第1項第4号関係】 「雨水等の浸入防止処置」を講じなければならない規定について、他の設備(他の規定)の外箱にも共通的に求められる処置となるよう、字句(その外箱は)を追加するものです。